

第1466回島根県教育委員会会議録

日時 平成23年8月23日

自 13時30分

至 15時55分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(協議事項)

第1号 平成23年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について
(総務課)

————— 以上原案に基づき協議

(報告事項)

第27号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について(高校教育課・義務教育課)

第28号 平成24年度島根県教育職員(実習助手・寄宿舍指導員)採用候補者選考試験の実施について(高校教育課)

第29号 平成24年度島根県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について(義務教育課)

第30号 平成22年度生徒指導上の諸問題の現状について(義務教育課)

第31号 世界遺産石見銀山関連歴史資料(古丁銀)の取得について
(文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第6号 島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部改正について(保健体育課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第2号 しまね特別支援教育推進プランの概要(案)について
(特別支援教育室)

————— 以上原案に基づき協議

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 渋川委員 安藤委員 山本委員 土田委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題	
金築教育次長	全議題	
米山教育次長	公開議題	
三島教育センター所長	公開議題	
大矢総務課長	全議題	
植田総務課上席調整監	公開議題	
林総務課調整監	公開議題	
黒崎教育施設課長	公開議題	
小林高校教育課長	公開議題	
長野県立学校改革推進室長	公開議題	
助川特別支援教育室長	公開議題、	協議第2号
矢野義務教育課長	公開議題	
清井生徒指導推進室長	公開議題	
細田保健体育課長	公開議題、	議決第6号
菅原健康づくり推進室長	公開議題	
野津社会教育課長	公開議題	
奥井人権同和教育課長	公開議題	
松本文化財課長	公開議題	
若槻世界遺産室長	公開議題	
西尾古代文化センター長	公開議題	
高橋福利課長	公開議題	
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題	
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	5件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	土田委員	

(協議事項)

第1号 平成23年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について（総務課）

○大矢総務課長 協議第1号平成23年度教育委員会の点検・評価に係る報告書についてご協議する。

スケジュールは資料のとおりである。本日の教育委員会で協議した後、明日の総合教育審議会にて意見聴取し審議を経て、教育長の臨時代理により9月12日から開会される定例県議会へ提出したい。その翌々日、9月14日に教育委員会で承認事項としてお諮りしたいと考えている。

教育委員会の点検・評価の基となるのは平成15年度に策定した「しまね教育ビジョン21」である。ふるさとを愛し、未来を切り拓く子どもを育むということを掲げて、今後10年間の教育の基本的な方向や考え方を明らかにした。当該ビジョンは平成18年に全部改正された教育基本法第17条に規定される教育振興基本計画として位置づけるものである。教育基本法17条では、地方公共団体はその地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。このビジョンは平成20年3月に改訂を行っている。

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされることとなった。これを受けて、教育委員会は同ビジョンに示した基本理念や施策体系、施策展開の考え方に沿って点検・評価報告書を作成しているところである。

このたび、平成22年度の教育委員会の取り組みについての評価、点検をいただくものであるが、内容については別冊資料をご覧ください。

1頁目、点検・評価の構成としては、教育ビジョン21の3つの施策ごとに点検・評価を行う。そして、ビジョンに掲げた取り組みの基本的な考え方に基づき取り組みの概要を記し、特に数値目標を定めている項目については進捗状況を記載し、評価、今後の対応という順番で記載している。この報告書のほかに、別途、議会に決算審査のための「予算執行の実績並びに主要施策の成果」といった決算書類を提出しており、それらも点検・評価の結果に関する報告書としてみなされることとなっている。

2頁目、6つの柱となる施策を掲げている。1、心身の健康を大切にした教育の推進、2、夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進、3、創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進、4、互いの人権を尊重する教育の推進、5、地域への愛着と誇りを育む教育の推進、6、すべての子どもたちの学びを支える取組の推進。これらの6つの柱に基づき、それぞれ概要、推進目標項目の推移、評価と今後の方向について記している。

3頁に数値目標項目を16項目掲げている。これの項目だけでは、決してすべての状況が表せるものではない。数字で表せることには限界があるが、1つの目安として実績数値を掲げている。

昨年は総合教育審議会にて評価をもっと厳しくすべきではないかという意見もあったため、この度の22年度評価については、特に課題の抽出に力を入れて記載している。

4頁から31頁までが各項目についての点検・評価であり、32頁には根拠法令、そして末尾にこうした取り組みに係る報告書の一覧を掲げている。

○安藤委員 総合教育審議会委員の構成を伺う。また、第27条2項で学識経験を有する者の知見の活用を図るものとあるが、評価・点検に関して学識経験者はどのように活用されているのか。

○大矢総務課長 総合教育審議会は平成15年度に教育ビジョン21を策定するに当たって、附属機関設置条例を根拠として設置したものであり、また島根県総合教育審議会規則において委員構成について次のように規定している。学識経験のある者、市町村長並びに市町村教育委員会の委員長及び教育長、教育関係団体の役職員、公募に応じた者、その他。現在10名の方を任命している。この10名の委員は平成22年8月30日から平成24年8月29日の2年間を任期としている。会長は前・島根県立看護短期大学学長の瀬戸氏、副会長は劇団あしづえ理事長の園山

氏である。その他PTA連合会母親委員会の委員長、公募の委員として前・小学校長、元・隠岐の島町議会議員、社会教育委員である広報の専門監、教育長、大学准教授、全国的に活動している学社連携・融合協議研究会会長又は幼保園園長を委員として任命している。

有識者、学識経験の意見が点検・評価の内容に反映されているかということについては、明日の総合教育審議会委員から学識経験や現場経験、様々な知見に基づいた意見をいただき、それを踏まえた形で成案としたい。

また、昨年度の点検・評価に対する意見も踏まえた上で、今年度の原案を作成している。

○山本委員 16頁の学校図書館図書標準を達成している学校の割合について、目標数値50%に対して15%程しか達成できていない。図書館関係の交付税措置がしてあるといっても、市町村の予算は非常に厳しいので、図書購入に使われるとは限らない。将来的にどのようにするつもりなのか。

○矢野義務教育課長 ここに挙げているのは学校図書館の図書標準を100%以上達成している学校の割合である。全ての小・中学校の学校図書館に司書又は司書教諭が配置されることで、非常に古い本を積極的に廃棄した結果、図書標準の100%を切ったところが多くなった。100%達成のところは少ないが、例えば達成率が75%以上の学校が30%から33%位あり、100%弱のところもそれなりにあるので、ゼロか100かという問題ではない。図書整備の支援をしていただいている市町村もあるので、今後、達成率は上がると考えているので、県として市町村に対する働きかけを続けていきたい。

○渋川委員 平成23年度の目標数値は今年度だけの目標であり、平成24年、平成25年は別途設定するのか。

○大矢総務課長 目標数値はあくまでも平成23年度の目標として設定している。これは県全体の政策を進めるための計画である、総合発展計画に合わせて今年度までの設定年度としている。計画そのものは平成25年度までであるので、平成24年度以降の2年度分については、今年度中に改訂を行い新たな目標を策定したいと考えている。

○渋川委員 目標値は達成しているが目標値自体が低いという項目があり、疑問を感じたため、目標値を修正できる機会があればよいと思って発言した。

○土田委員 3頁目に、平成19年度改訂時の数値や平成23年度の数値が掲載されているが、例えば3(1)(ア)や5(2)の数値目標が、平成22年度から平成23年度に余りにも極端に上がっている。本当に達成できるのか、どういった取り組みを行うのかを考えて数字を出さないと、数字が1人歩きして単なる目標に終わってしまう恐れがあるのではないかと。

○大矢総務課長 3頁には数値目標項目として16項目を掲げているが、現在、達成が困難であると思われるのが、2(1)(ア)や3(1)(ア)、3(1)(イ)又は5(2)であり、それらの改訂を行おうと考えている。結果がなかなか数字には顕れない項目もあるかと思うが、計画として目標を掲げている以上、それを目安として達成するよう努力したい。しかしながら、例えば3(1)(ア)学校以外で30分以上読書する子どもの割合に関しては、一方では学校図書館活用教育を進めていく中で、学校における読書も相当に取り組まれている状況にあるので、そのようなことも踏まえながら数値目標を見直すための議論を行いたい。

○山本委員 22頁から23頁、公民館活動の充実による「地域力」醸成については、社会教育主事が非常に頑張っているようである。法律により市町村に社会教育主事を配置することが義務づけられているようだが、県内市町村では配置が進んでいるのか。

○野津社会教育課長 県から社会教育主事の派遣を行う条件として、市町村に社会教育主事を配置することを定めている。従って、県から社会教育主事を派遣している市町村には、必ず市町村の社会教育主事が配置されている。問題は小さな市町村で、資格を相当以前に取得された役職の高い方で、現場で活動することがないような職員に社会教育主事が発令されているような状況も見受けられる。そのような小さな市町村では、若い職員に資格を取得させ社会教育主事としての仕事に従事させていくということは非常に重要なことであり、そういったことを市町村に勧めたい。例えば、西ノ島町では現在資格のある者が50歳代であるので、今年度の新採職員に広島大

学で研修を受けさせて資格を取らせることを計画されている。

○安藤委員 6頁の保健体育課所管の項目に関して、平成22年度の取り組みとしてDVD作成や元気アッププログラムを実施されているが、それらの評価、今後の対応についてもっと取り上げてほしい。体力検査や1日1時間以上体を動かす子どもの割合などを目標として掲げているが、子どもが体を動かすことが好きになったのかどうかや、参加した子どもたちがどのように変化していったのか、そういった点が全く見えてこない。DVD作成には費用もかかっていると思うので、それらの評価は必要であると思う。

○細田保健体育課長 DVD作成については、今年3月に完成した後、各校へ配布したものであるので、その活用については今年度からということになる。また、1日1時間以上体を動かそうという目標も今年度から始めているものであるため、その結果に対する評価については、もう少し時間をいただきたいと思っている。

○安藤委員 短期間では難しいと思うが、元気アッププログラムに参加した子どもたちの評価を是非調べてほしい。体力検査の結果だけでは全く見えないものであると思うので。

もう1点、今回の点検・評価の中では、保健体育課の健康相談アドバイザー事業は項目として挙げられていなかったが、子どもとの関係で悩んでいる教員や、教員との関係で悩んでいる子どもへの対応を考えると大事な事業ではないかと思うが、どうなのか。

○菅原健康づくり推進室長 健康相談アドバイザーについては、子どもたちの健康課題等について、職員や専門の医師による電話相談、面談によって、随分効果を上げていると思う。但し、点検・評価の中でどの施策に位置づけるのかという問題もあるので、今後、また検討していきたい。例えば4頁の「望ましい生活習慣の確立」の「平成22年度の取組の概要」には「しまねっ子元気プラン～学校保健計画策定の手引～」を挙げているが、この元気プランでは、健康相談アドバイザーの活用や子どもたちの心の問題の解決等についても述べている。今後、ビジョン等への反映等についても検討したい。

○山本委員 13頁と19頁に関連することだが、専門高校の就職率が100%になるよう取り組まれているところであるが、経済状況がそのような雰囲気ではない。専門高校の生徒が進学を希望した場合、大学受験は通常5教科であるが、専門高校の生徒の場合は専門の教科で受験が可能になるような方法はないのか。

○小林高校教育課長 例えば地元の島根大学には、農林や工業の専門高校の生徒を対象にした推薦枠がある。高校で修得した専門性を生かして大学へ進学したい生徒については、数は多くないが、そういった推薦枠が用意されている。推薦枠で大学進学して、場合によっては農業等の教員を目指すような生徒もいる。

○山本委員 専門高校の教員を確保する方法はないのか。

○小林高校教育課長 工業、水産等の専門科の教員を得ることが非常に難しく、試験をしても受験者が増えないという状況である。従来は、専門を生かして教員になるという発想がなかったと思うが、見込みのある生徒には、島根県に残って人材育成に貢献するような進路もあるということを知らせていく必要があると思う。将来を誰が担うのかということは、専門高校の教員自身が痛切に感じているところである。

――原案に基づき協議

(報告事項)

第27号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について (高校教育課・義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第27号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果についてご報告する。

資料の1番の表は、既にお知らせしております募集種別、教科等をもう一度まとめたものである。平成24年度の採用予定者数を右から2番目の欄に載せている。小学校は区分Ⅰと区分Ⅲを合計した70名程度、中学校は区分Ⅱと区分Ⅳを合わせた30名程度としており、全体で159名程度の募集をしている。

今年度の受験者については、資料の2番の表に平成24年度の第1次試験合格者、合格率を挙げている。出願者数が1,290名、うち欠席が70名、1次試験免除者が17名であるので、1次試験の受験者は1,203名であった。欠席率は例年6%前後あるのが、今年度は欠席率5.4%であり、若干欠席が少なかったようである。

1次試験の合格者については、例えば小学校は採用予定70名に対して161名で約2.3倍、一方、栄養教諭は3名程度の採用に対して4倍の12名であった。採用人数が少ない区分は、多目に1次試験合格者を採って2次試験で選考するという方法をとっている。全体として467名が合格となった。

この467名と、先程の1次試験免除者17名を合わせた484名が2次試験に向かうことになる。2次試験は8月28日からスタートし、1日目は小論文、適正試験、一部の実技試験を行い、続く8月29日から9月2日まで面接、模擬授業等を計画している。最終的な合否発表は9月30日を予定している。

○北島委員長 区分ⅩⅡについて、身体に障がいのある人の応募がないということであるが、原因は何かあるのか。

○矢野義務教育課長 視覚障がい者の採用試験に係る全国調査の結果によれば、点字受験又は音声受験を両方とも認めているところは多くなかったが、島根県はどちらも認めており、更に相談があれば最大限の対応をする旨を要項に明記しているが、それにも関わらず受験者が少ない。

原因ははっきりしたことは分からないが、障がいのある方で免許状を持っている方がそう多くないとも考えられる。教員に占める障がい者の割合が高い他府県に照会してみても、障がい者の方が多く受験される原因を把握されてない。今後も広報等を通じてできるだけ受験していただくよう努めたい。

○土田委員 採用予定数として何名程度と「程度」という用語が使っているが、何人までその数を超えても採用を認めているのか。

○義務教育課長 実績としては、例えば小学校では40名程度といったときに44、5名まで採ったときもあったと思う。逆に少なくなる場合もないわけでないが、極力避けるように考えている。

○北島委員長 四捨五入程度になるか。

○矢野義務教育課長 そうである。

○土田委員 1割ぐらいはある程度許容範囲と見ているのか。

○矢野義務教育課長 そうである。受験者の少ない教科等では、ぎりぎりのところで判断することがあるので、数ははっきり決めず「程度」という言い方を用いている。

――原案のとおり了承

第28号 平成24年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施について（高校教育課）

○小林高校教育課長 報告第28号平成24年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

この試験では県立学校、高校、特別支援学校に勤務する実習助手、及び特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員、それら教育職員の選考を行っている。

実習助手は、高校又は特別支援学校で実験や実習について教諭を助けるという仕事である。高

校では理科・家庭課の実験・実習、また工業、農業、水産の専門高校では実験・実習、特別支援学校では高等部の作業学習等について、教諭を助けるという仕事である。

寄宿舎指導員は、特別支援学校で児童生徒の日常生活上の世話、あるいは生活指導、学習指導等を行う。食事の介助・指導、トイレ、入浴、掃除、洗濯、学習指導、あるいは買い物指導、場合によっては整理についての指導等、教育職員として児童生徒の指導又は世話をするという仕事である。

退職者の状況又は欠員補充等の状況を鑑み、今年は実習助手の農業を2名程度、寄宿舎指導員を2名程度、採用予定人員として採用試験を行いたい。

出願資格について、本県では特に免許等の要件はつけていない。18歳から44歳、場合によっては高校卒業見込みで受験可能である。出願期間は資料のとおりである。

選考試験の内容としては、実習助手については教養、適性、農業、パソコン及び農業の実技、寄宿舎指導員については教養、適性、面接、実技としてパソコン操作・児童生徒との対応がある。名簿登載を行いそこから任用を行う。選考結果は11月14日に通知を行う予定である。

○北島委員長 何歳まで勤められるのか。

○小林高校教育課長 今回採用者については定年延長の可能性があるので何歳までとなるのか分からないが、現在の定年は60歳である。

○北島委員長 高卒で採用ということもあるのか。

○高校教育課長 そのとおりである。

――原案のとおり了承

第29号 平成24年度島根県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果について (義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第29号平成24年度島根県公立学校栄養教諭採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

この栄養教諭の試験は、一般対象の採用試験ではなく、本県の学校栄養職員から栄養教諭へ転職希望する者についての選考試験である。

この試験は平成19年度から行っている。今回は、今まで育児休業等で受験ができず正規職員で最後の1名となっていた学校栄養職員が受験した。結果は成績優秀であったため名簿登載となった。

これにより、若干の臨時的任用の者を除き、本県において学校栄養に携わる正規採用の職員は全て栄養教諭となる。

――原案のとおり了承

第30号 平成22年度生徒指導上の諸問題の現状について (義務教育課)

○清井生徒指導推進室長 報告第30号平成22年度生徒指導上の諸問題の現状についてご報告する。

この報告は、22年度末の3月末現在の状況について県内の調査を行い、文部科学省へ報告した後、今年8月4日に文部科学省がまとめて公表したもので、その公表に合わせて本県も報道発表したものである。

内容については8項目に関して調査をしている。暴力行為、いじめ、不登校、高校の長期欠席、高校の中途退学、自殺の状況、出席停止、教育相談の状況、以上の8項目である。

本日の資料には、報道発表の資料とその数値をグラフにしたものをつけている。資料5頁の2からご説明する。

本県の平成22年度の暴力の発生件数は297件で、前年度よりも減っている。平成20年度304件、21年度320件、22年度297件となっている。全国的に暴力行為は非常に増えているが、本県においては減っているという状況である。被災した東北3県は、今回公表分から除かれているが、この3県を加えての状況は改めて文部科学省から発表される。

次に、いじめの認知件数については、新聞等で取り上げられていたように39件増、19.9%増である。昨年、桐生市で起こったいじめによる子どもの自殺の事件を受け、子どもたちの声に出せない声を拾い上げるために非常に有効であるというアンケート調査の実施するよう、文部科学省から指導があった。

本県では、従来、個人面談や日頃の生活態度等々を通して子どもたちの状況を把握してきたが今回改めてアンケートの実施について学校へ通知を行った。結果、公立学校では100%実施となって数値が上がったと、文部科学省の見解と同様に捉えている。特に、特別支援については、アンケート調査の内容を理解できない生徒については、教員がその内容を含んで生徒にアンケートを実施するよう徹底させた結果、平成20年が5件、21年度が2件、22年度が20件と件数が増加した。

3番目の不登校児童数については、件数は減っているが、児童生徒の全体数が減少しているので、不登校児童の割合は前回の12.9%から13.1%に若干上がっている。いずれにしても、この不登校の数については、長年対応してるところであるが、全国的に見ても割合が高い状況が続いているので引き続き取り組んでいく。

4番目の高等学校長期欠席者については3名の増である。県立学校においては全国と比較して非常に少ないという状況である。

5番目の中途退学者については増加している。全国と比べると比較的少ないが、年度毎に波がある。中途退学の主な理由としては、進路変更によるものが多かった。

資料5の3頁、出席停止の状況についてはゼロ件、相談機関の設置状況については資料に挙げているとおりである。

資料5の4頁以降は、先程ご説明した調査の8項目についての詳細を載せている。資料5の10頁からは、更に年度ごとの推移を示している。資料5の11頁には、不登校の件数のグラフを載せている。件数は減少してきていたが、このところ、ほぼ横並びの状況である。資料5の12頁には、中途退学について推移を載せている。資料5の13頁、5の14頁は報道発表資料ではないが、平成18年度以降の数値をグラフにして見やすくしたものである。

○土田委員 高等学校の長期欠席者並びに中途退学者については、公立学校の数値と比較して、私立学校を加えた合計件数が相当増えているが、これは私立学校の欠席者や退学者が極端に多いということであるのか。高等学校生徒数は、私立よりも公立がはるかに人数が多いにも関わらず、私立を含めると数字が跳ね上がるということは、私立学校は極端に中退や長期欠席が多いということであるのか。私立高校に対して指導等はしているのか。

○清井生徒指導推進室長 公立学校については状況等把握できるが、私立学校の数値については知事部局の総務部総務課から文部科学省へ直接報告を行うようになっているので、私立高校の状況は具体的には把握が難しい。

○渋川委員 不登校の生徒の場合、例えば引きこもりで学校に出てこれないというパターンと、遊びに出てしまって学校に通わなくなる、いわゆる昔でいう非行のパターンがあると思うが、どちらのパターンが多いのか把握しているか。

○清井生徒指導推進室長 具体的な数字は把握していないが、それぞれの子どもの状況に応じて様々な相談機関で対応を行っている。例えば引きこもったような状況ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用、あるいは比較的外に出ることができる場合は教育支援センターでの指導、また学校の指導が行き届くような場合は学校をあげて指導するといったように、それぞれの局面に応じた指導に隙間なく当たってる。

○渋川委員 不登校の件数がピークよりは減っているが横ばいであるということに関して、不登校の傾向が以前から変わってきているということはあるのか。田舎の島根で不登校の割合が多いのは、余りにも急な環境変化に対応できない等ということも関係しているのかもしれない。その辺の分析がしてあると、今後、幼少時からの子どもの育成において関わりを強化する契機が分かるようになると思う。

○清井生徒指導推進室長 ご指摘のあった内容に関連して、県では昨年から幼保小の連携事業に取り組んでいるところである。生徒指導や不登校対策に重点を置き、保育園、幼稚園、小学校の担任が情報交換するという試みを行っている。

○安藤委員 資料5の7頁の「不登校のきっかけ」の分析については、回答としてあがっているのが本当にきっかけなのか、それとも背景であるのかが分からない。不登校の原因が、例えば身体の病気なのか、それとも精神的な病気なのか等を分析し、対策・解決策を出すためには、様々な専門分野の者が連携を行う必要があるのではないかと。

○清井生徒指導推進室長 資料には載せていないが、島根県は不登校は多いが、病気で欠席する児童生徒が非常に少ないので、その整合性も考えなければいけない。ご指摘のように、今後、専門分野の方も含めて対応していきたいと思う。

○山本委員 中1ギャップという言葉が示しているように、中学校1年生になると特に不登校が多くなり、小学校6年時の121件から156件に急増している。中1ギャップに対してフォローしていくことを考えなくてはならない。

もう1つ、安藤委員が言われたように、「不登校のきっかけ」については、複数回答としているため、きっかけであるのかあるいは結果であるのかが分からない。きっかけが病気であるのか、学業不振であるのか。回答方法を検討してほしい。

○清井生徒指導推進室長 県では中学校1年の学級にCST、クラスサポートティーチャーという非常勤講師を40名配置しているところである。CSTを困難校や児童生徒数が多い学級に配置し、生徒指導上の問題に関して担任と一緒に取組ませる、そのような事業も展開をしている。

○矢野義務教育課長 本調査は文部科学省の調査であるので、県の方で勝手にやり方を変えろというわけにいかない。中1ギャップについて、全国的には小6から中1に大体3倍程度に増えるのが一般的だが、本県は2倍程度であり、全国と比較すると増加の仕方が緩やかである。CSTの配置やあるいは教員に対する周知徹底により、小中学校の教員双方が中1ギャップを意識するようになっている。

○渋川委員 暴力行為が減っていじめが少し増えているとのことであるが、暴力行為ではない陰湿ないじめが逆に増えているような状況もあるのではないかと。子どもたちは発達段階にあるので、ストレスを上手く発散する方法、相手を尊重しながらお互い意見は平等に言いあうような教育ができればよいと思う。今後そういったことも検討していただきたい。

○清井生徒指導推進室長 今年度は未然防止に力を入れており、いち早く子どもたちの心の中を見取って教員がアプローチをするように努めている。研修会等でもアンケートQ Uをきっかけに早く子どもたちの変化に気づき、教員がアプローチすることが必要であるということを伝えていく。

○今井教育長 ご承知のように不登校の割合については5、6年前に全国調査で島根県が3年連続で最多という結果であった。それを受けて県では様々な取り組みを行っているため、一度それらの取り組みについて具体的にご説明し、委員からご意見を出していただくこととしたい。予算をかけて取り組んでいるので、それが効果的なものであるのか検証する必要がある。

○北島委員長 感想になるが、いじめや暴力、不登校は、子ども社会だけではなく大人の世界にも存在することであって、人間社会からはいじめや暴力はなくなるものだと思うが、子どもたちの環境を少しでも整えるための調査である。学校現場だけではなく社会全体の状況にも呼応するところがあると思うので、広い視点から教育の環境を整え、たくましい子どもを育てることができればよいと願っている。

――原案のとおり了承

第31号 世界遺産石見銀山関連歴史資料（古丁銀）の取得について（文化財課）

○松本文化財課長 報告第31号世界遺産石見銀山関連歴史資料（古丁銀）の取得についてご報告する。

取得の概要についてであるが、江戸時代の貨幣制度が整う前の段階の戦国時代から江戸初期にかけて製造された銀の貨幣、古丁銀を今回9点を一括して島根県が取得した。取得の方法については、9点のうち6点が島根県への寄贈、残る3点は島根県が購入したものである。寄贈分の評価額は合計で約7,000万円、内訳は資料（3）のとおりである。購入分の3点は、評価額3,000万円で消費税等込3,150万円である。購入については島根県が平成13年度に積み立てていた10億円の美術品等取得基金により取得した。

取得をした相手方は、兵庫県西宮市在住の平泉為造氏、個人である。

これまでの経緯としては、平泉氏はこれまで長年にわたり多くの貨幣を集めておられたが、石見銀山遺跡が平成19年7月に世界遺産に登録され、ご自分のコレクションのうち石見銀山にゆかりのあるものを県で活用してほしいと平成20年7月から県立古代出雲歴史博物館に寄託をされており、活用させていただいていたところである。

このたび集めた9点のコレクションを今後散逸しないように、一括して後世に確実に残して活用してもらいたいという意向により、島根県が一括受け入れることとした。

資料に、寄贈された6点の名称及び実物大の写真を載せている。

もともと丁銀は秤量貨幣であり取引する際に分割して使っていたため、完全な形で残るということは少ない。一括取得の意義としては、非常に少ない完形品として日本でも数少ない資料であるということ。製造時期、極印、毛利家との関係などの観点から、石見で造られたと考えられるものもかなり含んでということが挙げられる。

石見銀山の世界遺産登録に当たり、イコモスの事前審査で登録延期が勧告された際、世界遺産となるにふさわしい物的な証拠が乏しいという指摘を受けていたが、そういった物的証拠を補強するものにもなると考えている。また、この地域の戦国時代の尼子、毛利氏の歴史研究、島根県の歴史研究にとって非常に重要な資料になると思われる。

収蔵する古代出雲歴史博物館では、常設展示の重点展示として石見銀山を取り上げているので、逐次入れかえながら展示、活用を行う。特に来年度は世界遺産登録から5周年であり、6月から7月にかけて石見銀山展として全品を公開したいと考えている。秋に計画している戦国大名尼子氏の展覧会でも一堂に公開する予定である。また、できるだけ早い段階に県民の皆様に見ていただくため、今年10月8日から10日の3日間、3連休に、大田市の石見銀山世界遺産センターにおいて、一同に公開する予定である。

なお、取得した相手方の平泉氏は、高齢ということもあり、残念ながら先般8月12日にお亡くなりになられたことを併せてご報告する。

○北島委員長 これまでに島根県で取得した古丁銀は何枚になるのか。

○松本文化財課長 今回分を含めて全部で14枚になる。

――原案のとおり了承

北島委員長：非公開宣言

－非公開－

（議決事項）

第6号 島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例の一部改正について
（保健体育課）

－－－原案のとおり議決

（協議事項）

第2号 しまね特別支援教育推進プランの概要（案）について（特別支援教育室）

－－－原案に基づき協議

北島委員長：閉会宣言 15時55分